

恵庭市公園施設長寿命化計画（案）

【概要版】



令和 6 年 3 月

恵庭市建設部

公園緑地課

1. 長寿命化計画策定の概要と目的

恵庭市が管理運営する都市公園 161 箇所のうち、遊具やベンチなどの公園施設が整備されている 129 箇所については、約 7 割が開設（供用開始）から 30 年以上が経過しており、進行する施設老朽化に対応し、今後も安全・安心な公園施設の利用を確保していくためには、効果的な維持管理を行うことが必要不可欠となっています。

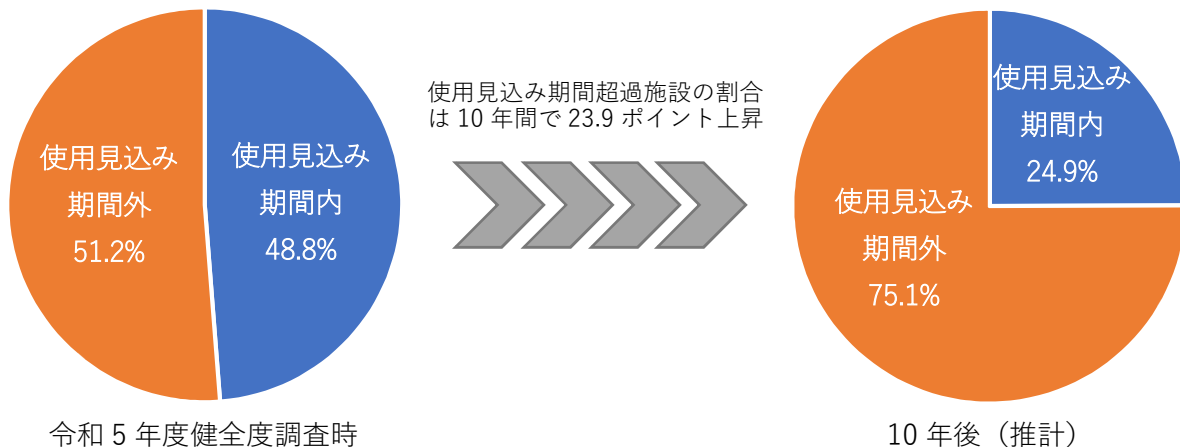
表 1：公園施設が整備されている都市公園の開設（供用開始）からの経過年数

経過年数		10 年未満	10～19 年	20～29 年	30～39 年	40 年以上	合計
都市公園	箇所数（箇所）	4	4	25	48	48	129
	割合（％）	3.1%	3.1%	19.4%	37.2%	37.2%	100%

令和 5 年度に実施した公園施設健全度調査の結果では、公園施設全体の 51.2%が使用見込み期間*を超過しており、このまま使用を続けると、10 年後には使用見込み期間を超過した公園施設が 75.1%まで増加します。

※使用見込み期間：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のこと

図 1：使用見込み期間超過施設の割合



使用見込み期間を超過した施設であっても、関係法令等に基づき定期的実施される点検において「安全に利用できる施設」と評価されるものも多く、ただちに「使用禁止」となるわけではありませんが、安全・安心な公園施設の利用を継続的に確保するためには、定期的な点検と計画的な更新を実施し、適切に管理していく必要があります。

本計画は、遊具やベンチなどの公園施設が整備されている 129 箇所を対象に、公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用（長寿命化）に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないよう平準化を図ることを目的としています。

2. 計画期間

計画期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

3. 計画対象公園施設

計画の対象は、公園施設を有する都市公園 129 箇所に整備された施設のうち、街区公園再整備事業、公園灯柱更新事業などで整備を予定している施設を除いた 3,075 施設とします。

表 2：公園施設を有する都市公園の公園種別ごとの内訳

都市基幹公園 (箇所)	住区基幹公園 (箇所)			緩衝緑地等 (箇所)		合計 (箇所)
	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	特殊公園	
2	2	8	87	3	27	129

表 3：計画対象公園施設の内訳

調査年度	対象 公園 (箇所)	遊戯 施設 (施設)	一般施設 (施設)						建築物 (施設)	橋梁 (施設)	合計 (施設)
			園路 広場	修景 施設	休養 施設	運動 施設	便益 施設	管理 施設			
令和 5 年度	129	509	258	123	936	39	160	959	89	2	3,075
		650	281	237	939	76	313	1375	92	2	3,965

上段：計画対象公園施設 下段：公園施設を有する公園の全施設

【参考】公園施設の種類

遊戯施設	遊具	休養施設	四阿(あずまや)、ベンチなど	管理施設	照明灯、車止め、フェンス、園名板など
園路広場	園路、広場など	運動施設	野球場、テニスコートなど	建築物	管理棟、トイレなど
修景施設	噴水、藤棚など	便益施設	駐車場、水飲台など	橋梁	橋

4. 点検調査結果の概要

公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】(平成 30 年 10 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課)(以下、「国交省指針」という。)に基づき、有資格者^{*1}による健全度調査^{*2}を実施した結果、

- 安全に利用できる施設(健全度判定 A および B)が 2,271 施設(73.9%)
- 使用は可能だが早急に対策が必要な施設(健全度判定 C)が 652 施設(21.2%)
- 使用不可となった緊急に対策が必要な施設(健全度判定 D)が 152 施設(4.9%)

となりました。

^{*1}有資格者：公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士および公園施設点検技士

^{*2}健全度調査：現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査
恵庭市の公園遊具定期点検は、遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)等に基づき実施

表 4：健全度判定結果一覧

施設種別	施設数	健全度判定							
		A		B		C		D	
遊戯施設	509	35	6.9%	170	33.4%	205	40.3%	99	19.4%
一般施設	2,475	12	0.4%	1,984	80.2%	427	17.3%	52	2.1%
建築物	89	2	2.2%	66	74.2%	20	22.5%	1	1.1%
橋梁	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
施設全体	3,075	50	1.6%	2,221	72.3%	652	21.2%	152	4.9%

健全度判定※における評価基準は、以下のとおりです。

表5：健全度判定における評価基準

健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持管理で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持管理での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

「国交省指針」より抜粋

※健全度判定：健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行う。

【参考】公園施設の劣化状況（例）

柵の接合部	縁台の基礎部	掲示板の脚部
		
		

5. 計画策定の検討

(1) 公園施設の長寿命化のための基本方針

対象となる公園施設について、予防保全型管理または事後保全型管理に位置づけ、健全度調査の結果等をもとに計画的な維持管理を行います。

表6：予防保全型管理施設と事後保全型管理施設の管理方法

<p>予防保全型管理</p>	<p>施設の日常的な維持管理や点検を行うほか、計画的な補修（塗装）を行うことで施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせるよう管理する方法をいう。（遊具、シェルターなど）</p> 
<p>事後保全型管理</p>	<p>施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなる段階で撤去・更新を行う方法をいう。（ベンチ、外周柵など）</p> 

また、補修・更新を行う際の優先順位を決定するために緊急度を設定します。施設の緊急度は、「施設の健全度評価」と「施設の種類、条件」から下表に従って設定します。健全度評価がAまたはBの施設は「緊急度 低」となり、健全度評価Dの施設は「緊急度 高」となります。健全度評価Cの施設は、その施設が遊戯施設、もしくは遊戯施設以外で予防保全型管理施設に位置づけられており、かつ、その施設の設置からの経過年数が使用見込み期間の9割を超過していれば「緊急度 高」、それ以外の施設は「緊急度 中」と設定します。

表7：緊急度の判定

健全度評価	施設の種類		緊急度判定
	判定条件		
健全度 A	すべての公園施設		緊急度 低
健全度 B	すべての公園施設		
健全度 C	遊戯施設以外の施設		緊急度 高
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防保全型管理施設 ■ 設置からの経過期間が使用見込み期間の9割を超過 		
健全度 D	遊戯施設		緊急度 高
	すべての公園施設		

(2) 公園施設の長寿命化に関する方針

公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、都市公園法^{*}に基づき毎年の定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、国交省指針で標準としている5年を目途に定期的な点検に努め、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

なお、街区公園の再整備など関連する事業が予定されている公園の施設については、当該年度にあわせて関連事業の中で長寿命化対策（補修あるいは更新）を行います。

※都市公園法第3条の2第1項、同法施行令第10条第2項、同法施行規則第3条の2第1項

(3) 日常的な維持管理に関する基本方針

日常の管理については、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設について修繕等を行い、利用者の安全が常に確保されるよう維持管理します。

6. 更新費用の検討

健全度評価および緊急度判定において、CおよびD（緊急度「中」または「高」）のすべての施設を更新対象とした場合、既に使用見込み期間を超過している施設の更新が1年目に必要となるため、計画初年度（令和6年度）の費用は約6億9,200万円、2年目（令和7年度）は約1億8,300万円、3年目（令和8年度）は約1,700万円となり、10年間の総額で約13億3,400万円の費用が必要であるとともに各年で費用の偏りが発生します。

そこで、緊急度に基づき更新する施設を再設定します。

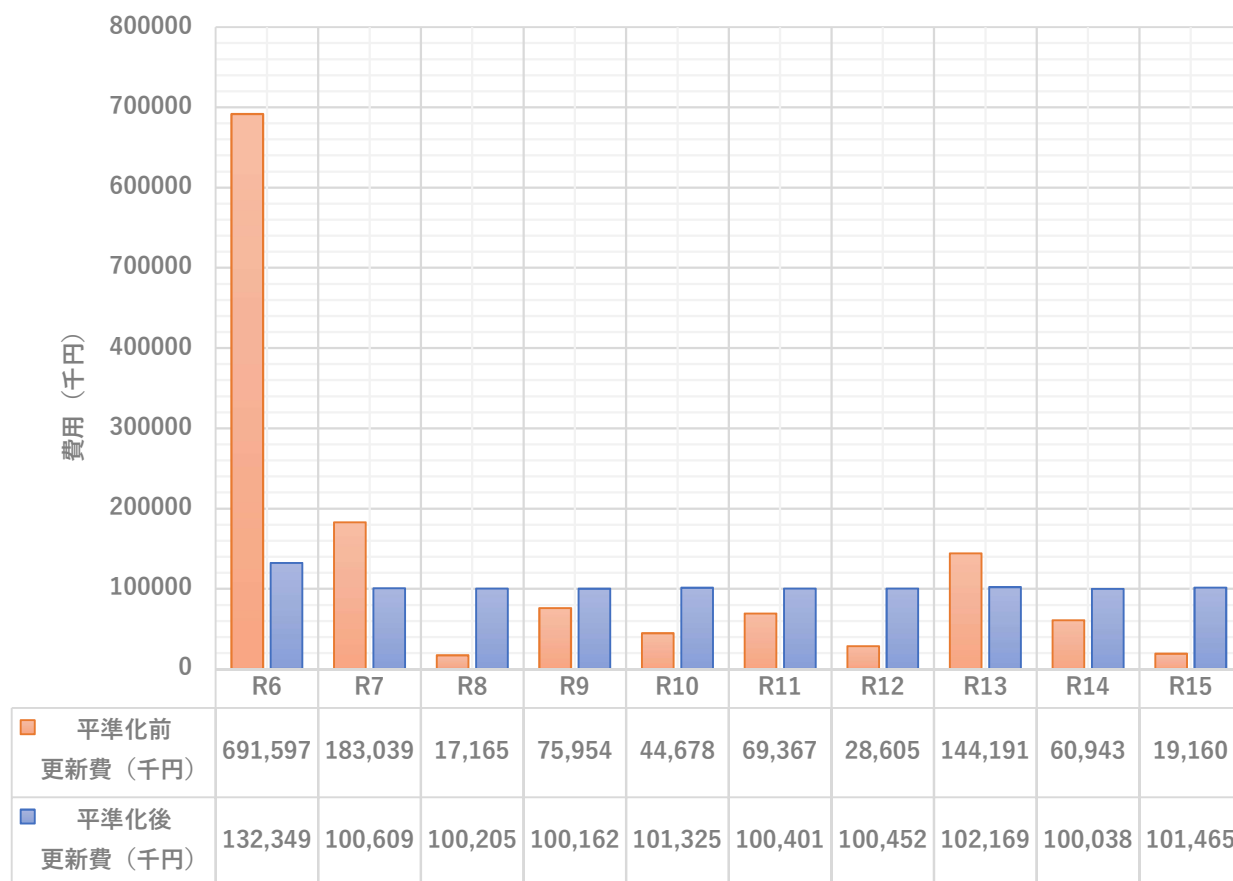
遊戯施設については安全確保の観点から最優先とし、一般施設においては調査点検結果にてD判定施設およびC判定施設で使用見込み期間を超えるものを優先します。

また、計画期間内に更新することのできない施設（車止めや境界柵、舗装など）については、予防保全型管理・事後保全型管理ともに更新年を計画期間外（令和16年度以降）とし、予防保全型については補修を実施していく中で経過観察していくものとします。

なお、経過観察していく中で、劣化が進行し補修もしくは更新が必要となった施設は、適宜計画を見直して対応することにより、安心・安全な施設の利用を確保していくものとします。

この考え方にに基づき、更新施設の優先順位を明確化した上で、実現可能な執行額を設定し、更新費用の平準化を図った結果、初年度（令和6年度）は約1億3,200万円、2年目（令和7年度）以降は毎年約1億円、10年間で約10億3,900万円を計画期間の費用とし、更新計画を策定します。

図 2：平準化前後の年度別費用



※平準化前更新費（総額）1,334,699 千円、平準化後更新費用（総額）1,039,175 千円

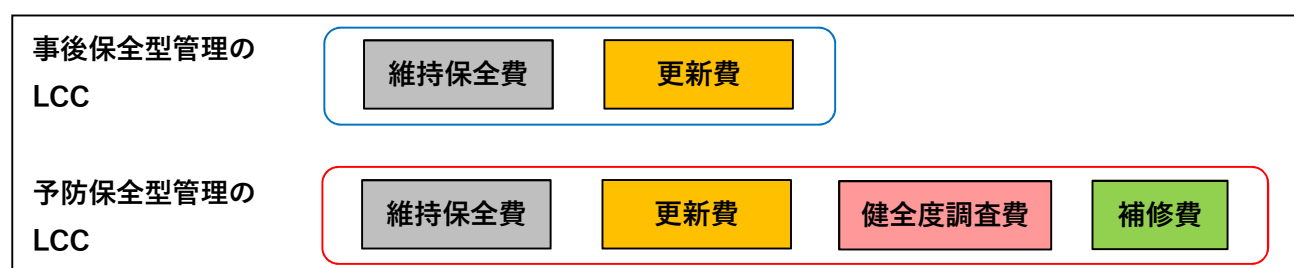
7. ライフサイクルコストの縮減効果

ライフサイクルコスト（以下、「LCC」という。）とは、公園施設の使用見込み期間中に発生する費用を指します。

事後保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「撤去・更新に関する費用（以下、「更新費」という。）の合計費用が LCC となります。

対して、予防保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「更新費」に加えて、長寿命化対策として定期的実施する健全度調査の「健全度調査費」と「補修に関する費用」の合計費用が LCC となります。

図 3：事後保全型管理と予防保全型管理の LCC の考え方



※維持保全費：維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計

※撤去・更新費：公園施設を取り換えたり、新しく作り直したりすることに要する費用

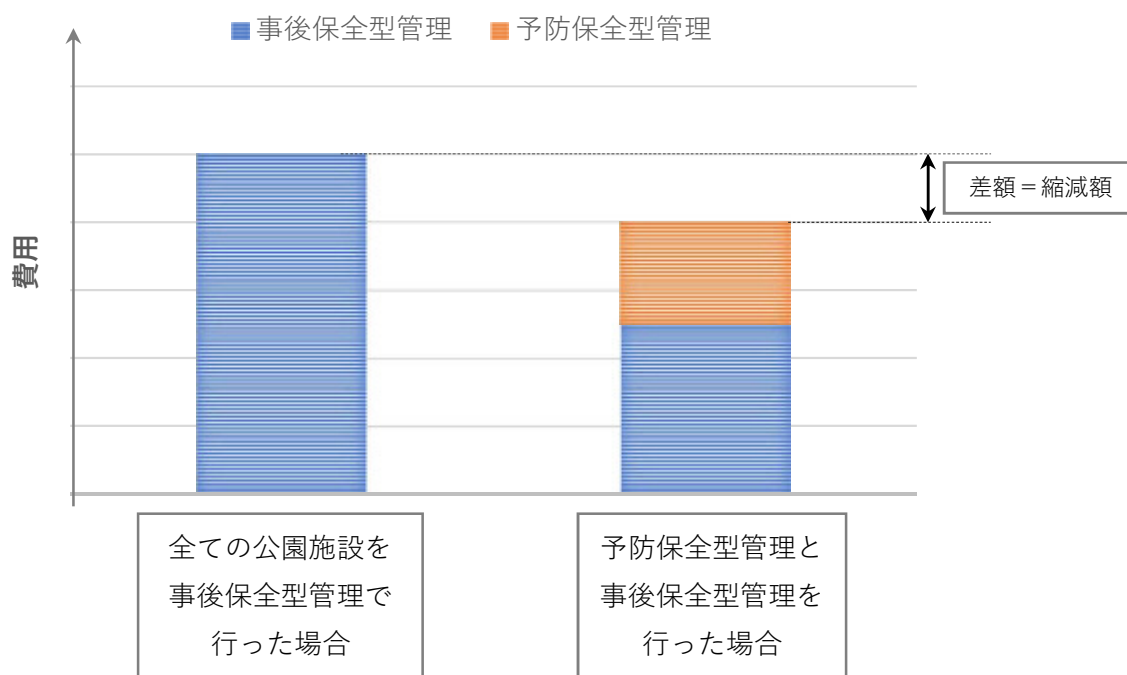
※補修費：予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換に要する費用

※健全度調査費：健全度調査に要する費用

長寿命化対策の実施の有無による差額が、LCCの縮減額となります。

長寿命化対策を実施することでLCCの縮減が図れる施設を、予防保全型管理を行う施設とします。但し、遊戯施設等劣化の進行による利用者の安全性への影響が大きい施設については、安全確保が最優先となることから、LCCの縮減効果に関わらず予防保全型管理を行います。

図4：LCC縮減のイメージ



予防保全型管理施設 820 施設のうち、国交省指針の規定に基づく対象外施設である遊戯施設 509 施設を除く 311 施設を対象に、LCCの縮減効果が認められた 155 施設の縮減額を合計すると、単年度あたり 4,922 千円の縮減が見込まれます。

事後保全型管理に分類した施設についても、日常点検および定期点検の結果に基づき、早期に施設の劣化を把握・補修することで施設の長寿命化が図られ、結果としてコスト縮減につながると考えられます。

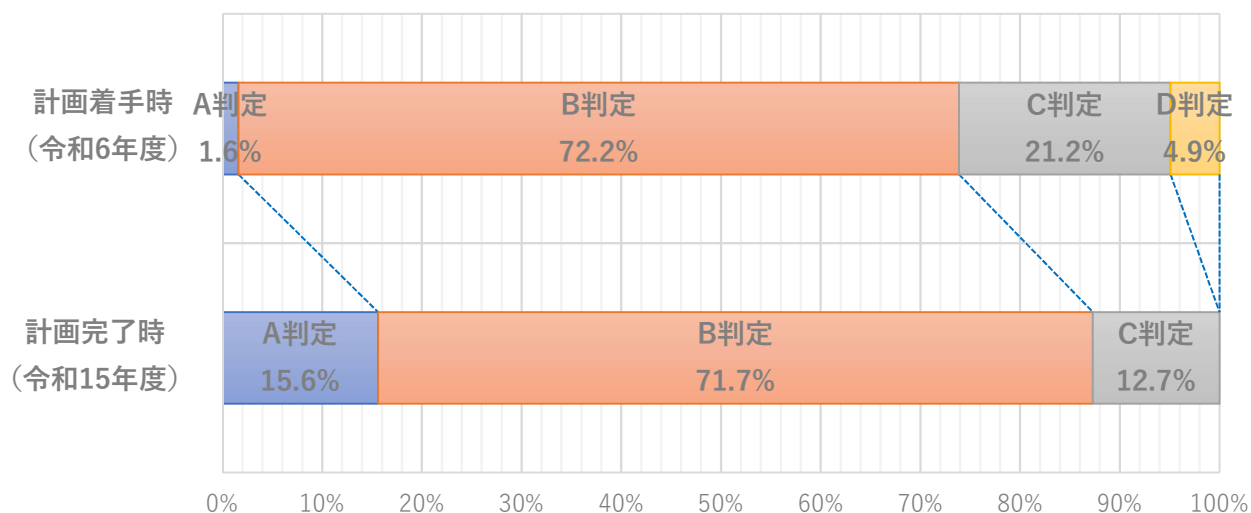
表8：LCC縮減額の算定

箇所数	対象施設数 (予防保全型管理)	単年度あたりの費用 (千円)		
		対策前	対策後	コスト縮減額
129	155	37,680	32,758	4,922

8. 本計画策定による効果

本計画に基づき、令和5年度の健全度調査時にC・D判定となっている施設を優先的に補修・更新することで、10年後にはC・D判定施設の割合が13.4ポイント減少し、A判定施設の割合が14.0ポイント増加します。

図5：本計画着手時・完了時の健全度判定比較



なお、計画完了時の「C判定」12.7%には、使用見込み期間を経過していない施設や更新費用が少額である施設などが含まれています。

本計画では計画完了時も「C判定」として整理していますが、指定管理者などが実施する維持管理により、これらの施設の補修や更新を進めます。

計画対象公園一覧 (1/3)

No.	種別	公園名	規模	位置	供用開始年	
1	2	総合公園	恵み野中央公園	11.10	恵み野北 3 丁目 9-1 番地,9-2 番地	S59
2		総合公園	恵庭公園	41.10	駒場町 901-1 番地	S51
3	2	地区公園	中島公園	5.80	中島町 3 丁目 1-3 番地	S63
4		地区公園	恵庭ふるさと公園	4.00	黄金中央 4 丁目 2	H4
5	8	近隣公園	こまば公園	1.20	駒場町 1 丁目 323 番	S51
6		近隣公園	あさひ公園	1.10	島松旭町 3 丁目 107・463	S57
7		近隣公園	わこう公園	1.20	和光町 1 丁目 68 番地	S61
8		近隣公園	テクノパーク中央公園	1.80	戸磯 385-28 番地	H2
9		近隣公園	さいわい公園	1.30	幸町 449-10 番地他	H6
10		近隣公園	かつら公園	1.00	島松本町 3 丁目 447 番地	H8
11		近隣公園	カリンバ自然公園	2.00	黄金南 6 丁目 1	H15
12		近隣公園	黄金曙公園	1.00	黄金南 3 丁目 15-10	H16
13	87	街区公園	ことぶき公園	0.05	島松寿町 1 丁目 13 番	S51
14		街区公園	こぶし公園	0.08	柏木町 549-92 番地	S57
15		街区公園	ひまわり公園	0.06	北柏木町 2 丁目 3	S57
16		街区公園	こまどり公園	0.03	黄金北 3 丁目 20 番 6	S60
17		街区公園	みどり公園	0.41	緑町 11 番地	S51
18		街区公園	さかえ公園	0.50	漁町 41 番地	S51
19		街区公園	もいざり公園	0.42	大町 2 丁目 235 番地	S51
20		街区公園	しらかば公園	0.20	大町 4 丁目 173 番地	S54
21		街区公園	めぐみ公園	0.16	本町 89 番地	S53
22		街区公園	さくら公園	0.48	桜町 1 丁目 7 番地	S51
23		街区公園	すみれ公園	0.27	緑町 88 番地	S55
24		街区公園	しままつ公園	0.98	島松寿 1 丁目 21 番	S51
25		街区公園	ひがし公園	0.38	島松東町 3 丁目 207	S51
26		街区公園	ときわ公園	0.25	島松本町 2 丁目 331	S55
27		街区公園	つくし公園	0.25	桜町 3 丁目 130 番地	S53
28		街区公園	くるみ公園	0.25	駒場町 5 丁目 619 番地	S56
29		街区公園	ふくずみ公園	0.23	福住町 3 丁目 11 番地	S51
30		街区公園	まなび公園	0.27	福住町 2 丁目 6	S51
31		街区公園	なかよし公園	0.16	福住町 1 丁目 16	S54
32		街区公園	かわぞえ公園	0.27	漁町 393 番地	S56
33		街区公園	かしわぎ公園	0.63	柏陽町 4 丁目 12 番地	H2
34		街区公園	みゆき公園	0.20	柏陽町 4 丁目 7-7	S51
35		街区公園	あかしや公園	0.35	柏陽町 1 丁目 9 番地	S51
36		街区公園	みかほ公園	0.39	柏陽町 1 丁目 22 番地	S51
37		街区公園	やよい公園	0.20	柏陽町 1 丁目 5 番地 1	S51
38		街区公園	いこい公園	0.12	黄金南 1 丁目 313-30	S54
39		街区公園	つつじ公園	0.58	相生町 249,和光町 3 丁目 373	S57
40		街区公園	あおば公園	0.23	有明町 3 丁目 493 番地	S57
41		街区公園	花の丘公園	0.26	恵み野西 3 丁目 2-15 番地	S57
42		街区公園	タイヤの丘公園	0.26	恵み野南 2 丁目 8-10 番地	S57
43		街区公園	アルプス公園	0.23	恵み野南 3 丁目 9-15 番地	S57
44		街区公園	こばと公園	0.12	北柏木町 1 丁目 286-16 番地	S57
45		街区公園	すみよし公園	0.27	住吉町 418 番地	S58
46		街区公園	あすなろ公園	0.27	有明町 2 丁目 319 番地	S58

計画対象公園一覧 (2/3)

No.	種別	公園名	規模	位置	供用開始年
47	街区公園	あおぞら公園	0.10	黄金北 2 丁目 6-5	S58
48	街区公園	ペリカン公園	0.25	恵み野北 5 丁目 3-13 番地	S58
49	街区公園	チビッコ公園	0.26	恵み野西 1 丁目 17-13 番地	S58
50	街区公園	ありあけ公園	0.37	有明町 5 丁目 755 番地	S59
51	街区公園	わんぱく公園	0.26	恵み野東 6 丁目 10-9	S59
52	街区公園	いずみ公園	0.16	島松東町 4 丁目 293 番地	S60
53	街区公園	どんぐり公園	0.24	中島町 6 丁目 9 番地	S60
54	街区公園	わかくさ公園	0.35	中島町 1 丁目 4 番地の 8	S60
55	街区公園	やなぎ公園	0.14	福住町 1 丁目 3	S61
56	街区公園	おおぞら公園	0.25	恵み野北 1 丁目 8-15 番地	S61
57	街区公園	ユカンボシ公園	0.25	和光町 4 丁目 526	S62
58	街区公園	はくよう公園	0.20	柏陽町 3 丁目 7 番地	S62
59	街区公園	あじさい公園	0.14	有明町 4 丁目 631 番地	S63
60	街区公園	さぼう公園	0.25	柏陽町 3 丁目 26 番地	S63
61	街区公園	みのしま公園	0.34	柏木町 354-2 番地	S63
62	街区公園	なかまち公園	0.15	島松仲町 2 丁目 171-2 番地	S63
63	街区公園	けいほく公園	0.30	幸町 414-28	H2
64	街区公園	いくみ公園	0.54	黄金北 3 丁目 14 番地	H2
65	街区公園	いちょう公園	0.26	黄金北 4 丁目 9 番地	H2
66	街区公園	たんぼぼ公園	0.20	黄金北 4 丁目 5-5 番地	H2
67	街区公園	あけぼの公園	0.17	島松東町 591-4 番地	H2
68	街区公園	もみじ公園	0.17	恵南 6-49 番地	H2
69	街区公園	けいおう公園	0.33	恵央町 15 番地の内	H3
70	街区公園	はまなす公園	0.54	島松寿町 2 丁目 32 番地	H3
71	街区公園	ひかり公園	0.15	柏陽町 3 丁目 211-15 番地	H3
72	街区公園	みなみ公園	0.10	島松寿町 2 丁目 40-2 番地	H4
73	街区公園	くさぶえ公園	0.13	中島町 1 丁目 15-1 番地	H5
74	街区公園	エルム公園	0.36	戸磯 531 番地	H5
75	街区公園	めぐみの森公園	1.10	恵み野北 6 丁目 3-3,3-4,3-6 番地	H5
76	街区公園	きのみ公園	0.10	北柏木町 1 丁目 16	H5
77	街区公園	かや公園	0.46	白樺町 18-1 番地	H5
78	街区公園	おうま公園	0.03	幸町 462-41 番地	H5
79	街区公園	むつみ公園	0.09	白樺町 13-59 番地	H5
80	街区公園	あしか公園	0.09	恵南 5-23 番地	H6
81	街区公園	ぶんきょう公園	0.34	文京町 1 丁目 120-12	H6
82	街区公園	ちょうちょ公園	0.08	恵み野東 7 丁目 7-55 番地	H7
83	街区公園	わらべ公園	0.14	島松寿町 2 丁目 15-11	H9
84	街区公園	すずらん公園	0.04	柏木町 343-12 番地他	H9
85	街区公園	さんかく公園	0.10	柏木町 337-43,341-9	H9
86	街区公園	なみき公園	0.23	本町 181 番 2,5,6,7,8,9,11	H25
87	街区公園	げんき公園	0.35	美咲野 1 丁目 16-8	H9
88	街区公園	おひさま公園	0.39	美咲野 3 丁目 16-249 番地	H11
89	街区公園	ひだまり公園	0.25	文京町 4 丁目 15-1 番地	H11
90	街区公園	こもれび公園	0.44	美咲野 2 丁目 102 番地	H11
91	街区公園	そよかぜ公園	0.25	美咲野 4 丁目 10-56 番地	H11
92	街区公園	ふじよし公園	0.04	黄金北 1 丁目 1-20	H12

87

計画対象公園一覧 (3/3)

No.	種別	公園名	規模	位置	供用開始年	
93	87	街区公園	ひので公園	0.34	美咲野 6 丁目 522-1 番地先	H11
94		街区公園	すこやか公園	0.25	黄金南 7 丁目 5	H16
95		街区公園	こがね公園	0.18	黄金中央 2 丁目 9-1	H16
96		街区公園	やすらぎ公園	0.25	黄金南 5 丁目 8-1	H17
97		街区公園	ほのぼの公園	0.25	黄金南 1 丁目 18 番地の 1	H19
98		街区公園	はるにれ公園	0.14	恵み野東 4 丁目 18-5	H27
99		街区公園	さとみ公園	0.74	恵み野里美 2 丁目	H27
100	3	特殊公園	中恵庭公園	2.27	上山口 18 番地	H4
101		特殊公園	柏木地区レクリエーション施設	1.60	柏木町 672 番地	S63
102		特殊公園	松鶴公園	1.00	漁太 282 番地	H9
103	都市緑地	漁川河川緑地 (福住町地先)	21.66	福住町 1 丁目 36 番地	S57	
		漁川河川緑地 (有明町地先)		福住町 1 丁目 36 番地	S60	
		漁川河川緑地 (黄金北)		黄金北 1 丁目 2 番地	H6	
		漁川河川緑地 (中島町)		中島町 2 丁目 4, 黄金北 1 丁目 2	H8	
		漁川河川緑地 (漁川パークゴルフ場)		黄金北 4 丁目	H6	
		漁川河川緑地 (桜つつみ区間①)		南島松 570~中島町 3 丁目 1	H10	
		漁川河川緑地 (交通公園裏)		牧場 495 番地先	S63	
104	都市緑地	恵み野南緑地	2.50	恵み野南 2-1-14, 南 1-1-5、南 4-1-3	S57	
105	都市緑地	恵み野北緑地	3.30	恵み野北 4-1-3~5, 恵み野東 7-8	S60	
	都市緑地	恵み野北緑地 (開拓記念公園)	3.30	南島松 194-1, 194-2, 157-3, 157-4, 157-5	S57	
106	都市緑地	カリンバ緑地	1.31	戸磯 47-5 番地	H2	
107	都市緑地	恵庭大橋季節の広場	0.10	南島松 827-1 地先	H2	
108	都市緑地	ふれあい広場	0.37	戸磯 541-1 番地他	H3	
109	都市緑地	柏陽緑地	0.43	柏陽町 1 丁目 1-2	H4	
110	都市緑地	すずめ公園	0.02	黄金北 2 丁目 2-1	H5	
111	27	都市緑地	あやめ緑地	0.62	戸磯 76-35 番地	H6
112		都市緑地	こくわ緑地	0.46	戸磯 76-2 番地	H6
113		都市緑地	北柏木南緑地	0.01	北柏木町 4 丁目 4 番地	H6
114		都市緑地	北柏木西緑地	0.19	北柏木町 4 丁目 3-1 番地	H6
115		都市緑地	北柏木北緑地	0.28	北柏木町 5 丁目 4-1 番地	H6
116		都市緑地	恵み野ポケットパーク	0.03	恵み野 7 丁目 5-8 番地	H6
117		都市緑地	茂漁川河川緑地	0.04	柏木町 382-1 番地	H11
118		都市緑地	さわやか広場	0.02	島松寿町 1 丁目 10-6 番地	H8
119		都市緑地	おはよう広場	0.04	島松寿町 1 丁目 28-2 番地	H8
120		都市緑地	ユカンボシ川河川緑地	0.97	駒場町	H14
		都市緑地	ユカンボシ川河畔公園彫刻広場		駒場町 5 丁目 657-1 番地	H14
121		都市緑地	柏木リバーサイド緑地	0.05	柏木町 382-1 の内, 382-7	H13
122	都市緑地	黄金ポケットパーク	0.03	黄金南 7 丁目 18-8	H16	
123	都市緑地	桜町多目的広場	4.91	桜町 4 丁目 73-1, 192-4	H17	
124	都市緑地	柏陽西 1 号緑地	0.06	柏陽町 3 丁目 194-76	H22	
125	都市緑地	柏陽西 2 号緑地	0.09	柏陽町 3 丁目 194-88	H23	
126	都市緑地	戸磯南 1 号緑地	0.14	戸磯 2011	R3	
127	都市緑地	戸磯南 2 号緑地	0.22	戸磯 2013, 2014, 2015, 2016	R3	
128	都市緑地	あいおい広場	0.05	相生町 1 丁目 604-2	R3	
129	都市緑地	西島松 1 号緑地	0.10	西島松 90-17、90-18	R3	